

橋梁点検業務検査結果報告書作成要領(案)

平成29年 7月

市町村橋梁等長寿命化連絡協議会

橋梁点検業務検査結果報告書作成要領(案) 目次

1. 適用範囲	1
2. 定期点検成果検査の頻度	1
3. 定期点検成果検査の方法	3
4. 定期点検成果検査の体制	3
5. 健全度の診断	4
(1) 部材単位の健全度の診断	4
(2) 健全度区分の変換	4
(3) 判定の単位	9
(4) 変状の種類	9
(5) 道路橋毎の健全性の診断	10
6. 措置	10
7. 記録	10
8. 検査要領	11
(1) 現場立会い	11
(2) 成果物の検査	11
(3) 検査報告書	11
(4) 検査結果報告書記載要領	12
検査報告書 表紙	12
検査報告書	13
現場立会い報告書 様式	14
橋梁点検業務検査結果報告書 様式	15

1. 適用範囲

本要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路における橋長2.0m以上の橋、高架の道路等（以下「道路橋」という）の定期点検成果の検査に適用する。

【補足】

本要領は、省令で定める「橋」について、道路橋の各部材の状態を把握・診断し、必要な措置を特定するために必要な情報を得るため、定期点検検査の基本的な方法について定めたものの成果を検査するものである。

ここで、道路橋の構造や架橋条件等は多岐にわたることから、実際の点検では、「定期点検要領」を踏まえて、個々の道路橋の諸条件を考慮して定期点検の目的が達成されるよう、適切な内容や方法で行われることが必要であり、それに伴う検査も重要である。

また、本要領は、「市町村橋梁等長寿命化連絡協議会」で発注された道路橋定期点検業務に適用する。

2. 定期点検成果検査の頻度

定期点検成果の検査は、現場立会いによる検査と成果物に対する検査を実施することを基本とする。

【補足】

定期点検成果は、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るための資料である。

定期点検成果を検査することにより、道路橋の最新の状態を把握する重要な情報資料としての能力を確保するために行う。

定期点検成果の検査は、現場立会いによる損傷度及び判定区分の整合性を図り、成果物の検査によって情報資料としての確実なものとするものである。

（1）連絡・報告

連絡・報告については、点検会社が現地踏査報告書、橋梁点検実施計画書を作成し、市町村の承認を得られた時点で速やかに検査員及びNPO事務局へ点検工程表を提出するとともに、現地踏査時に発見した「判定区分Ⅳ」についても報告するものとする。

（2）現場立会

現場立会については、点検橋梁の10%の橋梁を立会を行うものとする。

現場立会については、工程表を基に検査員と協議し、日程を調整し決定する。

（3）成果検査

成果の検査は、点検橋梁の全て（100%）で行うものとする。

特に橋梁IDとなる橋梁始点側道路中心の経緯度については、十分なチェック（国土地理院、Google等地図・写真）を行い秒単位の小数点以下2位まで記載する。

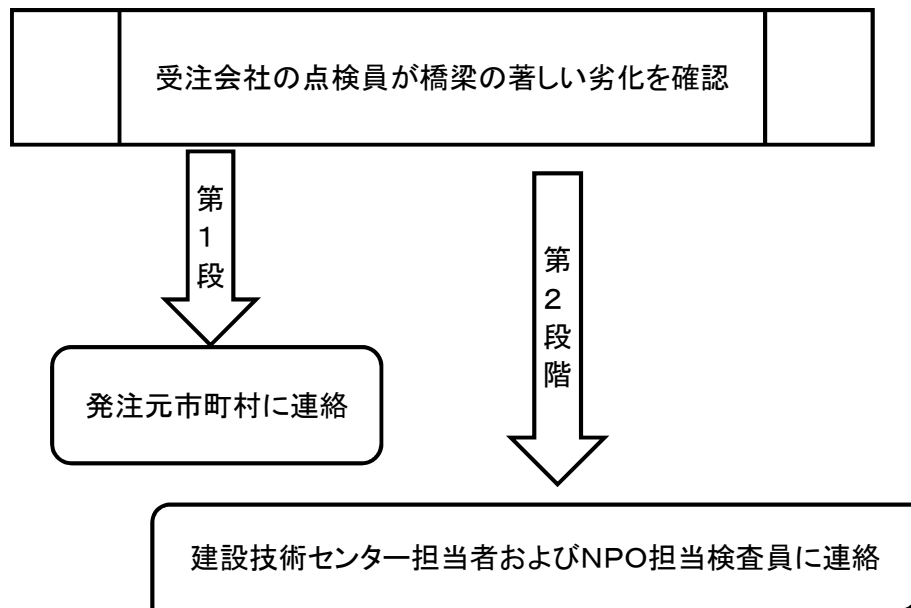
成果の検査は、基本的に協議会様式と属性集計表で行う。特に調書・属性表では禁則文字・名称が多いので注意が必要である。

成果検査結果は、速やかに点検員に連絡を行い、修正を確認した時点で、検査報告書の作成を行い、点検者に送付する。

(4) 劣化が著しい橋梁等への対応

劣化が著しいことを確認した橋梁については下記の事項に留意する。

- ① 受注会社の点検者は速やかに市町村等に連絡する。
- ② 受注会社の点検者は、市町村に連絡後速やかに技術センター係員およびNPO担当検査員に電話またはメール等で連絡する。
- ③ 受注会社の点検者は応急措置等についての助言（口頭でも可）を行う。
この時、点検者は必要に応じてNPO担当検査員に助言を求める。
- ④ 受注会社の点検者は、損傷事例として技術的検討を行う為の資料をNPO担当検査員の求めに応じて提供すること。



3. 定期点検成果検査の方法

定期点検は、近接目視により行うことを基本とし、必要に応じ触診や打音等の非破壊検査等を併用して行うこととしている。

検査は、現場立会いと成果物の検査による。

【補足】

現場立会いは、点検技術者と同行し、損傷度及び判定区分の整合性を図るためのものであり、個々の判断の相違を是正するための検査である。基本的には、点検時に立ち会うことを原則とするが、双方の日程その他等都合のつかない状況においては、協議の上点検者・検査者の都合の合う日を選定し、点検の終了した後での現場立会も可とする。

成果物検査は、橋梁定期点検報告書の内容を検査し、損傷度及び判定区分が定期点検要領に則り記載されているか、データベースに載せる際の各項目が正しく記載されているかに着目し、検査を行うものである。

道路橋定期点検の基準としては、以下の基準書を準拠する。（最新版を使用のこと。）

- ① 道路橋定期点検要領（国土交通省 道路局：H26. 6）
- ② 道路橋の健全度に関する基礎的調査に関する研究－道路橋に関する基礎データ収集要領－（国土技術政策総合研究所資料 NO, 381）
- ③ 秋田県橋梁点検マニュアル(案)（秋田県 建設交通部 道路環境課）
- ④ 道路橋マネジメントの手引き（(財)海洋架橋・橋梁調査会）
- ⑤ 道路施設点検業務の電子納品手引き(案)（市町村橋梁等長寿命化連絡協議会編）
- ⑥ 参考資料 各点検調書及び属性集計表(提出用)の入力方法（市町村橋梁等長寿命化連絡協議会編）

4. 定期点検成果検査の体制

道路橋定期点検成果の検査を行うために必要な知識及び技能を有するものがこれを行う。

【補足】

検査において適切な評価を行うためには、定期点検を行うことの出来る知識及び技能を有するものがこれに当たる。（以下「検査技術者」という）

当面は、以下のいずれかの要件に該当することとする。

- (1) 道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有すること。
[資格の種類として下記の資格を有するもの]
 - ① 設計に関する資格：技術士(建設部門)、RCCM
 - ② 施工に関する資格：1級土木施工管理技士
 - ③ 道路橋の点検に関する資格：橋梁点検士、道路施設点検技術講習会修了者
 - ④ その他の資格：コンクリート診断士、当協議会で認めた資格
 - ⑤ その他：当協議会で審査し認めた者
- (2) 道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること。
- (3) 道路橋の点検に関する相当の技術と実務経験を有すること。

5. 健全性の診断

定期点検では、部材単位の健全性の診断と道路橋毎の健全性の診断を行っており、「国土交通省」に報告する健全度と「秋田県」及び「国土技術政策総合研究所」（以下「国総研」という）で示されている健全度の評価判定が「国土交通省」では4段階、「秋田県」及び「国総研」では5段階評価となっている。

このことから、定期点検は「秋田県」又は「国総研」の基準で行っていることが多く、「国土交通省」の報告書への変換が必要となる。

(1) 部材単位の健全度の診断

【判定区分：道路橋定期点検要領(国土交通省)】

区分	状態	考え方
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。	監視や対策を行う必要のない状態
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	早期に監視や対策を行う必要がある状態
IV 緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	緊急に対策を行う必要がある状態

【判定区分：秋田県橋梁点検マニュアル】

区分	概念	一般的状況
A	[良好]	損傷が特に認められない
B	[ほぼ良好]	損傷が小さい
C	[軽度]	損傷がある
D	[顕著]	損傷が大きい
E	[深刻]	損傷が非常に大きい

(2) 健全度区分の変換

1) 健全度の評価

(イ) 健全度区分の検討

本要領では「道路橋定期点検要領（平成26年6月：国土交通省 道路局）」をもとに、橋梁の各部材を以下の4つの健全度に分類した。

① 健全度区分 I（修繕等が当面不要）

損傷が認められないか軽微であり、次回の点検時期まで放置してもよいと判断される状態。

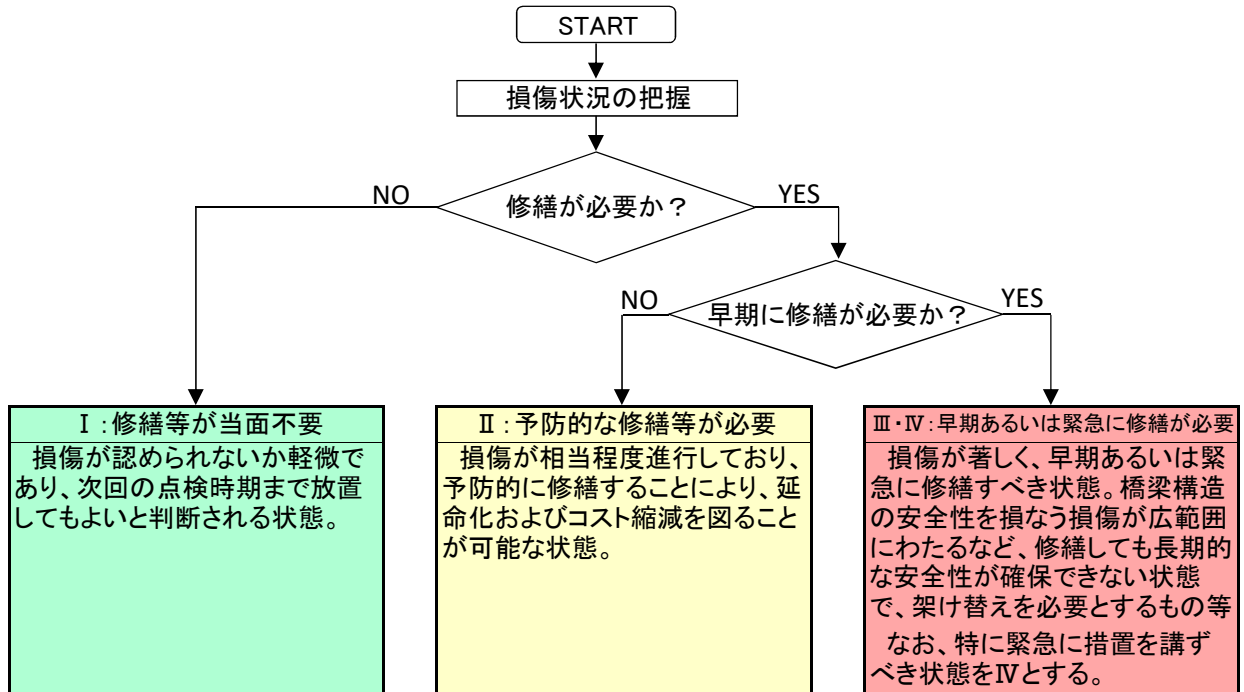
② 健全度区分 II（予防的な修繕が必要）

損傷が相当程度進行しており、予防的に修繕することにより、延命化およびコスト縮減を図ることが可能な状態。

③ 健全度区分Ⅲ・Ⅳ（早期あるいは緊急に修繕が必要）

健全度区分Ⅲ・Ⅳとは、損傷が著しく、早期あるいは緊急に修繕すべき状態。橋梁構造の安全性を損なう損傷が広範囲にわたるなど、修繕しても長期的な安全性が確保できない状態で架け替えを必要とするもの等も含む。

なお、特に緊急に措置を講ずべき状態をⅣとする。



(ロ) 健全度ごとの損傷形態

前項で選定した健全度において、点検結果から考えられる損傷形態について健全度区分の細分類を行う。次頁に「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）」をもとに設定した健全度ごとの損傷形態を示す。

なお、健全度区分Ⅰは損傷が軽微または確認されない状態で、当該損傷に対して当面对策が不要であるため、損傷形態による細分類は行わない。

(ハ) 健全度ごとの損傷形態一覧表 (1)

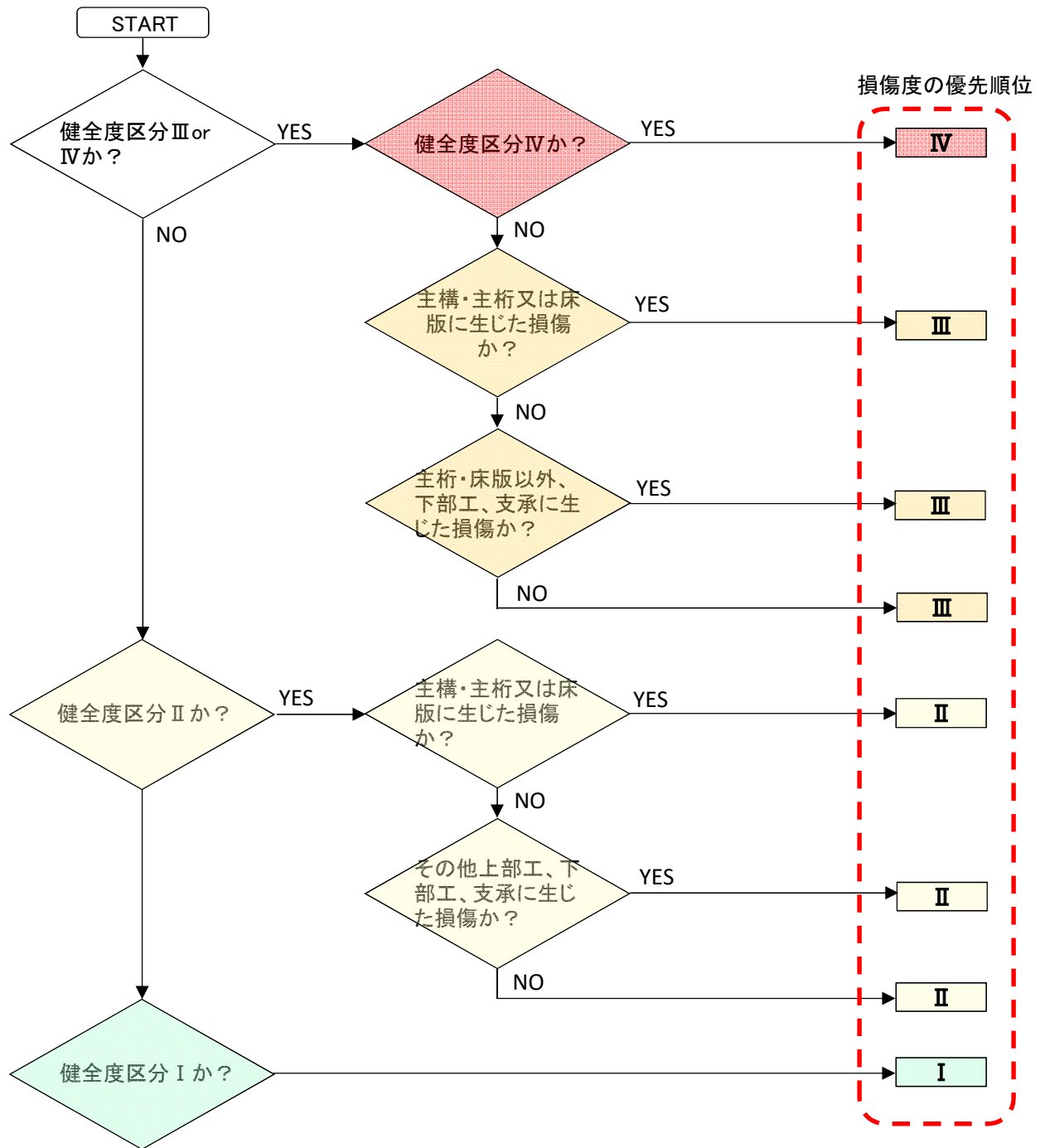
健全度	対象部材	損傷形態	損 傷 内 容	損傷評価(国総研)
Ⅲ・Ⅳ	鋼製主構・主桁及び鋼床版	Ⅲ・Ⅳ	広範囲(e)または局部的(d)に板厚減少、鋼材表面の著しい膨張がみられる。	腐食: e、d
		Ⅲ・Ⅳ	明らかな亀裂を生じている。亀裂の疑いのある塗膜割れが生じている。	亀裂: 有
		Ⅲ・Ⅳ	ボルトの脱落がある。(本数の多寡によらない)	ボルトの抜け落ち: 有
		Ⅲ・Ⅳ	破断している。(部材がつながっている場合は亀裂)	破断: 有
	コンクリート床版(鋼橋)	Ⅲ・Ⅳ	連続的な角落ちがみられ、漏水・遊離石灰が確認できる状態(e)または、0.2mm程度の格子状ひびわれが発生しており、漏水・遊離石灰が確認できる状態。 0.2mm以上のひびわれが目立ち、部分的な角落ちが見られるが、漏水・遊離石灰は確認できない状態。(d)	床版ひびわれ: e、d
		Ⅲ・Ⅳ	広範囲に鋼材断面の減少、鋼材の著しい膨張が見られる。	鉄筋露出: 有
		Ⅲ・Ⅳ	コンクリート塊の抜け落ちがある。	抜け落ち: 有
	コンクリート主桁・床版(コンクリート橋)	Ⅲ・Ⅳ	影響の大きい0.2mm以上のひびわれから著しい遊離石灰・錆汁が発生している。(e) または、影響の大きい0.2mm以上のひびわれが、漏水や軽微な遊離石灰を伴っている状態。 影響の小さい0.2mm以上のひびわれが著しい遊離石灰・錆汁を伴っている状態。(d)	主桁ひびわれ: e、d
		Ⅲ・Ⅳ	連続的な角落ちがみられ、漏水・遊離石灰が確認できる状態(e)または、0.2mm程度の格子状ひびわれが発生しており、漏水・遊離石灰が確認できる状態。 0.2mm以上のひびわれが目立ち、部分的な角落ちが見られるが、漏水・遊離石灰は確認できない状態。(d)	床版ひびわれ: e、d
		Ⅲ・Ⅳ	広範囲に鋼材断面の減少、鋼材の著しい膨張が見られる。	鉄筋露出: 有
		Ⅲ・Ⅳ	コンクリート塊の抜け落ちがある。	抜け落ち: 有
		Ⅲ・Ⅳ	PCケーブル定着部の損傷(程度によらない)、PCケーブルの損傷。	PC定着部の異常: 有
		下部工(コンクリート)	Ⅲ・Ⅳ	影響の大きい0.2mm以上のひびわれから著しい遊離石灰・錆汁が発生している。(e) または、影響の大きい0.2mm以上のひびわれが、漏水や軽微な遊離石灰を伴っている状態。 影響の小さい0.2mm以上のひびわれが著しい遊離石灰・錆汁を伴っている状態。(d)
	Ⅲ・Ⅳ		広範囲に鋼材断面の減少、鋼材の著しい膨張が見られる。	鉄筋露出: 有
	Ⅲ・Ⅳ		PCケーブル定着部の損傷(程度によらない)、PCケーブルの損傷。	PC定着部の異常: 有
	下部工(鋼製)		Ⅲ・Ⅳ	広範囲(e)または局部的(d)に板厚減少、鋼材表面の著しい膨張がみられる。
		Ⅲ・Ⅳ	明らかな亀裂を生じている。亀裂の疑いのある塗膜割れが生じている。	亀裂: 有
		Ⅲ・Ⅳ	ボルトの脱落がある。(本数の多寡によらない)	ボルトの抜け落ち: 有
		Ⅲ・Ⅳ	破断している。(部材がつながっている場合は亀裂)	破断: 有
	下部工(共通)	Ⅲ・Ⅳ	著しく洗掘されている。沈下・移動・傾斜のいずれかがある。	下部工の変状: 有
支承	Ⅲ・Ⅳ	支承の機能が損なわれている。支承の機能が著しく阻害されている。	支承の機能障害: 有	
全部材	Ⅲ・Ⅳ	上記に該当しない損傷。	個別検討	

健全度ごとの損傷形態一覧表（2）

健全度	対象部材	損傷形態	損傷内容	損傷評価(国総研)
II	鋼製主構・主桁及び鋼床版	II	表面的な錆が広範囲に広がっている。	腐食:c
	コンクリート床版(鋼橋)	II	0.2mm程度の格子状ひびわれが発生している状態で漏水・遊離石灰は確認出来ない。または一方向ひびわれであるが、漏水・遊離石灰が確認できる状態。	主桁ひびわれ:c
	コンクリート主桁・床版(コンクリート橋)	II	漏水・遊離石灰を伴わない影響の大きいひびわれの状態(0.2mm以下も含む)。または、影響の小さいひびわれが漏水や遊離石灰を伴っている状態。	主桁ひびわれ:c
		II	0.2mm程度の格子状ひびわれが発生している状態で漏水・遊離石灰は確認出来ない。または一方向ひびわれであるが、漏水・遊離石灰が確認できる状態。	床版ひびわれ:c
	下部工(コンクリート)	II	漏水・遊離石灰を伴わない影響の大きいひびわれの状態(0.2mm以下も含む)。または、影響の小さいひびわれが漏水や遊離石灰を伴っている状態。	下部工ひびわれ:c
	下部工(鋼製)	II	表面的な錆が広範囲に広がっている。	腐食:c
	支承	II	予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	支承の機能障害:有
	伸縮装置	II	伸縮装置部の段差(20mm以上)、鋼製伸縮装置の破断・脱落が見られる。	機能障害:有
	高欄・防護柵	II	板厚減少を伴う著しい腐食、ビームの破断等、大きく事故を誘発する可能性が高い状態。	機能障害:有
	地覆	II	著しい鉄筋の腐食を伴う鉄筋露出。	機能障害:有
	舗装	II	20mm程度以上(走行に支障があり明らかにわかる程度)の段差がある。	路面の凹凸:有
	全部材	II	上記に該当しない損傷。	個別検討
I	全部材	I	損傷が軽微または確認されない状態。	上記の評価以外

(二) 健全度区分及び損傷度による橋梁の優先順位

損傷の程度、発生箇所により優先順位を設定する。以下に損傷度による橋梁の優先順位判定フローチャートを示す。



(3) 判定の単位

部材単位の健全性の診断は、少なくとも下記の表に示す評価単位毎に区別して行う。

表一 判定の評価単位の標準

上部構造			下部構造	支承部	その他
主桁	横桁	床版			

【補足】

道路橋は機能や役割の異なる多くの部材が複雑に組み合わせられた構造体であり、部材の変状や機能障害が道路橋全体の性能に及ぼす影響は、橋梁形式等によって大きく異なる。また、一般的には補修・補強等の措置は必要な機能や耐久性を回復するために部材単位で行われるため、健全性の診断を部材単位で行うこととした。

(4) 変状の種類

部材単位の健全性の診断は、少なくとも下記の表に示す変状の種類毎に行う。

表一 変状の種類の種類標準

材料の種類	変状の種類
鋼部材	腐食、亀裂、破断、その他
コンクリート部材	ひびわれ、床版ひびわれ、その他
その他	支承の機能障害、その他

【補足】

定期点検の結果を受けて実施する措置の内容は、原因や特性の違う損傷の種類に応じて異なってくるのが一般的である。同じ部材に複数の変状がある場合には、それぞれの変状の種類毎に判定を行う。

(5) 道路橋毎の健全性の診断

道路橋毎の健全性の診断は、下記の表により行う。

表一 判定区分

区 分	状 態	考 え 方
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。	監視や対策を行う必要のない状態
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	早期に監視や対策を行う必要がある状態
IV 緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	緊急に対策を行う必要がある状態

【補足】

道路橋毎の健全性の診断は、部材単位で補修や補強の必要性等を評価する点検とは別に、道路橋毎で総合的な評価を付けるものであり、道路橋の管理者が保有する道路橋全体の状況を把握するなどの目的で行うものである。

部材単位の健全度が道路橋全体の健全度に及ぼす影響は、構造特性や架橋環境条件、当該道路橋の重要度等によっても異なるため、道路橋毎で総合的に判断することが必要である。一般的には、構造物の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しい健全性の診断結果で代表させることができる。

なお、「道路橋毎の健全性の診断」の単位は以下によるものとする。

- ① 道路橋種別毎に1橋単位とする。
- ② 道路橋が1箇所において上下線分離している場合は、分離している道路橋毎に1橋として取り扱う。
- ③ 行政境界に架設されている場合で、当該道路橋の管理者が単独の場合は当該道路橋の管理者が診断を行う。
- ④ 行政境界に架設されている場合で、当該道路橋の管理者が行政境界でおのおの異なる場合は、点検実施如何に拘わらず橋長の長い方の管理者が診断を行う。（高架橋も同じ）

6. 措置

部材単位の健全性の診断結果に基づき、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。

【補足】

具体的には、対策（補修、補強、撤去）、定期的あるいは常時の監視、緊急に対策を講じることができない場合などの対応として、通行規制、通行止めがある。

7. 記録

定期点検及び健全性の診断の結果並びに措置の内容等を記録し、当該道路橋が利用されている期間中は、これを保存する。

【補足】

定期点検の結果は、維持・補修等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し蓄積しておかなければならない。

また、定期点検後に、補修・補強等の措置を行った場合は、「健全性の診断」を改めて行い、速やかに記録に反映しなければならない。

また、その他の事故や災害等により道路橋の状態に変化があった場合には、必要に応じて「健全性の診断」を改めて行い、措置及びその後の結果を速やかに記録に反映しなければならない。

8. 検査要領

検査は、現場立会いと成果物の検査を分けて行うものとする。

(1) 現場立会い

検査技術者と請負者の点検技術者が立会い、損傷箇所の同一視、健全度等を話し合い、健全度の整合性を図るためのものであり、現場立会いに際しての留意点は下記の通りである。

- ① 検査技術者と点検技術者が同一の道路橋に立ち会うものとする。
- ② 現場立ち会いは、発注橋梁数の10%程度を標準とする。
- ③ 損傷箇所の確認を双方で行うものとする。
- ④ 健全度の診断を双方で行い、整合性を図るものとする。
- ⑤ 記録様式に則り、記載事項を双方で確認する。
- ⑥ 双方で立会い、定めた事項について記録を残すものとする。
- ⑦ 記録は検査報告書に添付するものとする。
- ⑧ 現場立会については、点検時に立ち会うことを原則とするが、日程等点検者と立会者の都合がつかない場合は、協議の上日程を調整し立ち会う。また、日程の都合上、点検終了後の立会も可とする。

(2) 成果物の検査

成果物の検査は、各道路橋について行うものとし、その留意点は下記の通りである。

- ① 検査は、発注された橋梁、1橋毎に行う。
- ② 成果物の検査技術者は、現場立会い検査技術者と異なってもよい。
- ③ 成果物の検査は、別添の「道路橋定期点検 検査リスト」により検査を行い、リストは検査報告書の一部として添付する。
- ④ 成果物の検査は、主に「点検調書」と「属性集計表」の検査とし、記入漏れ・違算等の事項が判明した時点で請負者に通達し、修正を求めるものとする。
- ⑤ 成果物の修正があった場合は、請負者は修正箇所を速やかに検査技術者に届けなければならない。
- ⑥ 最終成果についても、修正等の確認を行い、成果物をよりよいものとするための行動をするよう留意するものとする。
- ⑦ 検査過程については、報告書を作成し、成果物の納品時に発注者に提出するものとする。

(3) 検査報告書

検査を行った内容等を報告書としてまとめ、発注者に提出するものとする。
検査報告書は、各自治体毎に作成するものとする。

- ① 検査報告書には、検査技術者の団体名、氏名及び有資格の種類等の記載を行うものとする。
- ② 検査報告書には、検査を行った日時及び場所の明記も記載する。
- ③ 検査報告書には、成果物に対する評価も記載する。

平成 28 年度

委託番号：(委託番号無しの場合は空欄)

〇〇市道路橋定期点検業務委託(連絡協議会との契約名称)

橋梁点検業務検査結果報告書

市町村名：〇〇市

平成 28 年 10 月

※ 赤書きは記入例

検査者印	検査	確認
	検査技術者	管理技術者

市町村橋梁等長寿命化連絡協議会

NPO法人 秋田道路維持支援センター

様式 2

1. 業務概要

業 務 名 : ○○市道路橋定期点検業務委託 (連絡協議会との契約名称)
業 務 箇 所 : ○○市 全域
業 務 数 量 : 道路橋 140 橋 最終数量とする。
工 期 : 平成 28 年 5 月 15 日 ~ 平成 28 年 10 月 30 日
(市町村と連絡協議会との契約工期を記載する)
発 注 者 : ○○市
受 注 者 : 市町村橋梁等長寿命化連絡協議会
点 検 会 社 : ○○技術株式会社
管 理 技 術 者 名
○○ ○○ : RCCM (鋼構造及びコンクリート)

2. 検査概要

現場検査技術者名 : △△ △△ : 技術士 (建設部門) 登録部門名まで記載する
現 場 立 会 い : 日時 平成 28 年 8 月 3 日
場 所 ○○市
現 場 立 会 い 記 事 : 全34橋のうち3橋 (9%) の現場立ち会いを行い、損傷部位の
確認と健全度の整合性を図った。緊急を要する損傷の激しい橋
梁は無かったものの、定期的なパトロールによる経過観察を行
うことが望ましい。
成 果 検 査 : 日時 平成 28 年 10 月 25 日 ~ 平成 28 年 10 月 27 日
場 所 (一財)秋田県建設・工業技術センター
成 果 検 査 技 術 者 名 : △△ △△ : 技術士 (建設部門)
成 果 検 査 記 事 : 全34橋の成果物の検査を行い、・・・

現場立ち会い 報告書

NO, 1

橋梁名	〇〇橋	路線名	町道 〇〇線
市町村名	〇〇町	場所	山本郡八峰町〇〇字△△ 地内
管理技術者	〇〇 〇〇	検査技術者	△△ △△
現場立ち会い状況 (写真)		記 事	
		検査日： 平成28年11月10日 橋梁自体の損傷度は小さいが、継続的な点検（パトロール等）は必要と思われる。	
橋梁名	〇〇橋	路線名	町道 〇〇線
市町村名	〇〇町	場所	山本郡八峰町〇〇字△△ 地内
管理技術者	〇〇 〇〇	検査技術者	△△ △△
現場立ち会い状況 (写真)		記 事	
		検査日： 平成28年11月10日 橋梁自体の損傷度は小さいが、継続的な点検（パトロール等）は必要と思われる。	
橋梁名		路線名	
市町村名		場所	
管理技術者		検査技術者	
現場立ち会い状況 (写真)		記 事	
		検査日： 平成 年 月 日	
橋梁名		路線名	
市町村名		場所	
管理技術者		検査技術者	
現場立ち会い状況 (写真)		記 事	
		検査日： 平成 年 月 日	

平成 28 年度

市町村名：

平成 年 月

検査者印	検査	確認
	検査技術者	管理技術者

市町村橋梁等長寿命化連絡協議会

NPO法人 秋田道路維持支援センター

様式 2

1. 業務概要

業 務 名 :
業 務 箇 所 : 市 全 域
業 務 数 量 : 道路橋 橋
工 期 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
発 注 者 :
受 注 者 : 市町村橋梁等長寿命化連絡協議会
点 検 会 社 :
管 理 技 術 者

2. 検査概要

現場検査技術者名 :
現 場 立 会 い : 日時 平成 年 月 日
場 所 能代市
現 場 立 会 い 記 事 :
成 果 検 査 : 日時 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
場 所 (一財)秋田県建設・工業技術センター
成 果 検 査 技 術 者 名 :
成 果 検 査 記 事 :

現場立ち会い 報告書

NO,

橋 梁 名		路 線 名	
市 町 村 名		場 所	
管理技術者		検査技術者	
現場立会い状況 (写真)		記 事	
		検査日： 平成 年 月 日	
橋 梁 名		路 線 名	
市 町 村 名		場 所	
管理技術者		検査技術者	
現場立会い状況 (写真)		記 事	
		検査日： 平成 年 月 日	
橋 梁 名		路 線 名	
市 町 村 名		場 所	
管理技術者		検査技術者	
現場立会い状況 (写真)		記 事	
		検査日： 平成 年 月 日	
橋 梁 名		路 線 名	
市 町 村 名		場 所	
管理技術者		検査技術者	
現場立会い状況 (写真)		記 事	
		検査日： 平成 年 月 日	

